

令和4年9月八峰町議会定例会会議録（第1日）

令和4年9月5日（月曜日）

議事日程第1号

令和4年9月5日（月曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 発議第4号 八峰町議会傍聴規則の一部を改正する議会規則制定について
- 第5 議案第55号 専決処分事項の報告について
(令和4年度八峰町一般会計補正予算（第4号）)
- 第6 議案第56号 八峰町巡回バス条例制定について
- 第7 議案第57号 八峰町デマンド型乗合有償運送条例制定について
- 第8 議案第58号 令和4年度八峰町一般会計補正予算（第5号）
- 第9 議案第59号 令和4年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
(第2号)
- 第10 議案第60号 令和4年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第61号 令和4年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第62号 令和4年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算
(第1号)
- 第13 議案第63号 令和4年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第64号 令和4年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第3号）
- 第15 議案第65号 令和4年度八峰町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第16 発議第5号 決算特別委員会の設置について
- 第17 決算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 第18 議案第66号 令和3年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第19 議案第67号 令和3年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認
定について

- 第20 議案第68号 令和3年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第21 議案第69号 令和3年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第22 議案第70号 令和3年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第23 議案第71号 令和3年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第24 議案第72号 令和3年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 第25 議案第73号 令和3年度八峰町簡易水道事業会計決算認定について
- 第26 議案第74号 令和3年度八峰町下水道事業会計決算認定について
- 第27 議案第75号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第28 議案第76号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第29 陳情第 3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情について

出席議員（12人）

1番 笠原吉範	2番 伊藤一人	3番 奈良聡子
4番 芦崎達美	5番 水木壽保	6番 菊地 薫
7番 腰山良悦	8番 見上政子	9番 須藤正人
10番 門脇直樹	11番 山本優人	12番 皆川鉄也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

副 町 長	日 沼 一 之	教 育 長	川 尻 茂 樹
総務課長兼 新型コロナウイルス 総合対策室長	和 平 勇 人	税務会計課長	成 田 拓 也
企画財政課長	高 杉 泰 治	福祉保健課長	石 上 義 久
教 育 次 長	山 本 節 雄	学校教育課長	山 内 章
産業振興課長	山 本 望	農林振興課長	浅 田 善 孝
建 設 課 長	石 嶋 勝比古	農業委員会事務局長	工 藤 善 美
生涯学習課長	今 井 利 宏	あきた白神体験センター所長	菊 地 俊 平

防災まちづくり室長	内 山 直 光	福祉保健課副課長兼 新型コロナウイルスワクチン 接種対策室長	若 狹 正 和
福祉保健課副課長	成 田 公 誠	農林振興課副課長	堀 内 和 人

議会事務局職員出席者

議会事務局長	佐々木 高	議会事務局庶務係長	須 藤 佳奈子
--------	-------	-----------	---------

午前10時00分 開 会

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

皆さんご承知のとおり、森田町長、病気療養により本日欠席となっております。

それでは、これより令和4年9月八峰町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会
議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、1番笠原吉範君、2
番伊藤一八君、3番奈良聡子さんの3名を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めていますので、その結
果を議会運営委員会委員長より報告願います。水木議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（水木壽保君） おはようございます。議会運営委員長の水木で
ございます。

ご報告いたします。

当委員会は、9月1日及び本日9月5日、議会運営委員会を開催し、8月10日付けで
議長から諮問のあった令和4年9月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する
事項について協議いたしました。

その結果、定例会会期については、本日から16日までの12日間とし、日程等につい
ては、皆さんにお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定いたしましたのでご報告い
たします。

なお、議案第56号及び議案第57号、条例制定の案は、本日は提案説明までとし、16日
の審議としております。

また、本会上程の陳情については、採択となった場合は意見書の提出が必要となるこ

とから、最終日に意見書の提出の発議を日程に追加することに決定いたしました。

- 議長（皆川鉄也君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、日割表及び議事日程表により、本日から16日までの12日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日から16日までの12間とすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので説明は省略させていただきます。

日沼副町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せ報告願います。日沼副町長。

- 副町長（日沼一之君） おはようございます。

森田町長の代理で行政報告をさせていただきます。

大雨の災害関係で少し長くなりますが、よろしく願いいたしたいと思っております。

本日、令和4年9月8日峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、6月定例会後の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、8月3日からの大雨について報告いたします。

日本海の低気圧から伸びる前線の影響で、局地的な豪雨をもたらす「線状降水帯」が発生し、非常に激しい雨が降り、3日午前7時28分に「大雨警報」、7時53分に「洪水警報」が発令されました。

午前8時11分には、100mmを超える激しい雨が当町に降り続けていると「記録的短時間大雨情報」の発表があり、8時15分に、土砂災害警戒情報「警戒レベル4相当」の情報が発表されたことから「災害対策警戒部」を設置し、職員による河川や土砂災害危険区域のパトロールを実施して更なる警戒にあたりました。

「ファガス」、「峰栄館」、「岩館生活改善センター」の3カ所に順次避難所を開設し、土砂災害や浸水、河川の氾濫などの危険度が急激に高まったことから、全町に避難指示を発令し、住民へ避難を促しました。

午後1時までには3カ所の避難所に、7世帯8名が避難されました。

その後、午後1時15分に土砂災害警戒情報が解除、午後5時38分には大雨、洪水警報が解除されたことから、午後5時40分をもって避難所を廃止いたしました。

3日からの大雨は、県の八森雨量観測局のデータによると、1時間降水量が午前8時8分まで72.5mm、降り始めからの総雨量が137.5mmと観測史上最大を記録しました。

さらに、8月9日から12日にかけて、北日本に停滞する前線の影響で、雷を伴った非常に激しい雨が降り、災害の危険度がさらに高まったことから、9日午前11時10分に「八峰町災害対策警戒部」を設置、午前11時17分に「八森観海地区」、11時52分に「八森岩館地区」に避難指示を発令し、「ファガス」、「岩館生活改善センター」に避難所を開設して住民に避難を促しました。

その後、雨は一旦上がりましたが、15日から16日にかけて再び激しい雨が降ることが予想されたことから、土砂災害の危険度が高いと判断し、15日18時10分に「ファガス」、「岩館生活改善センター」、「峰栄館」、「水沢上町町内会館」の4カ所に避難所を開設するとともに、町内全域に「高齢者等避難」を発令して住民に避難を促しました。

また、各民生委員には、ひとり暮らし高齢者等の住宅の被害状況や避難状況及び安否確認を依頼したところ、住宅の被害はなく、体調不良など訴えている高齢者も見られなかったことや自主的に避難所や親戚宅へ避難された方が数名いたとの報告がありました。

そのほか、住民への避難情報については、防災行政無線や町のホームページ、エリアメール、八峰町公式ラインなど、複数の情報システムを活用して、随時的確な情報を周知し、安全な避難を呼びかけております。

「災害対策警戒部」については、8月16日午後3時に土砂災害警戒情報が解除され、雨も小康状態となり、河川の水位が下がったことから、17日午前9時をもって廃止しております。

9日からの大雨は、1日の降水量が157.5mmと、観測史上1位を更新し、また、降り始めから72時間の降水量は309.5mmと、こちらも観測史上1位を更新しました。

今後も、前例のない記録的な大雨が予想される場合は、早い段階から情報収集を行い、防災行政無線やホームページ、エリアメール、八峰町公式ラインや民生児童委員連絡網などの情報システムを活用して、的確な情報を住民に周知し、迅速で安全な避難誘導に努めてまいります。

次に、このたびの大雨による被害状況について申し上げます。

農林振興課管轄の被害状況につきましては、農業関係では、八森地区で栽培されているネギが強風による傾倒、傾き倒れることです、や大雨による冠水から一部出荷できない状態となったほか、複数箇所では排水路に土砂が堆積するなどの被害が確認されております。その一方で、水稻については、一部地域で水田の冠水は確認されたものの流入水が早期に引いたため、大きな被害は確認されませんでした。

また、林道関係については、林道池の台線で路肩決壊2カ所、法面崩落1カ所発生したほか、林道泊沢線ほか7路線で路面洗掘や土砂流出などの被害があり、現段階での被害総額は約2,122万円となっております。

特に、林道池の台線は被害が大きいことから、国庫補助事業を活用し復旧工事を行う方向で、現在県と協議中であり、他の小規模災害箇所と併せ復旧に係る費用がまとまった際には、補正予算を計上させていただきますので、よろしくご審議願います。

次に、産業振興課管轄の被害状況につきましては、鯨川の中央公園内の排水路に土砂が堆積し、大量の水が吹き出る被害が発生しました。また、留山では、散策路に倒木があり一部通行できない状況となっております。三十釜のもみじ橋付近の散策路においても、豪雨による倒木や防護柵が流される被害が発生しており、現在は安全が確認されるまで通行止めとしております。

漁業関係につきましては、秋田県漁協北部総括支所からの報告では、施設や漁船等の被害は確認されておりましたが、河川からの泥水流入により長期間海中に濁りが発生したため、最盛期であるアワビ・サザエ漁などの操業に影響があったほか、海岸線に木材等が漂着し漁船操業の支障となっております。また、今年度から民間事業者の新たな試験養殖事業の取り組みとして、八森漁港の陸上水槽で畜養していたウニ1,200個が、雨水増加により海水塩分濃度が低下したため全滅するという被害がありました。

次に、建設課管轄の被害状況につきましては、8月9日、八森字手取地内の町道小入川岩館線において、国道と鉄道の横断暗渠の詰まりにより大量の水が路面を勢いよく流れていたため、車両走行は危険であると判断し、国道101号入り口から小入川集落までの区間を一時通行止めといたしました。

この応急対策として、約100mの区間で片側一車線に大型土のうを配列し、路面上の排水路を確保した上で、簡易信号機により片側交互通行としております。

8月11日には、町道真瀬線の起点である国道101号から1km付近で法面の崩落があり、車道へ土砂が流出し通行不能となりました。降雨による更なる崩落に備え、土砂止

めを目的として大型土のうを約25m配置し、片側通行で往来できるようにしています。

さらに、町道白神ニッ森線では、所々で法面の土砂崩れや路肩決壊などが確認され、走行するには大変危険な状態であることから、安全対策を講じるまで全面通行止めとしました。被災状況が激しい箇所については、公共土木施設災害復旧事業で対応すべく関係機関と協議を進めています。

次に、能代市山本郡消防操法大会が7月31日に能代港下浜ふ頭で開催され、ポンプ車操法の部に1チームが、小型ポンプ操法の部に2チームが八峰町代表として出場しました。

今回の大会は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で3年ぶりの開催となりましたが、出場選手は連日夜遅くまで訓練してきた成果を存分に発揮し、ポンプ車操法の部で第12分団が第2位となり、小型ポンプ操法の部で第10分団本館班が第3位、同じく浜田班が第5位と、好成績をおさめました。

6月10日から、長期間、連日訓練に参加された消防団の皆様、そしてご指導いただきました八峰消防署の皆様に、心から感謝を申し上げます。

次に、新型コロナウイルスワクチンの接種について申し上げます。

町におけるワクチン接種は、昨年2月15日から町営診療所での「個別接種」と峰栄館での「集団接種」を併用する体制で始めました。12月には、18歳以上を対象とした3回目接種を開始し、現在は、重症化予防を目的とする4回目接種を診療所で行っております。

4回目接種は、60歳以上全員と18歳以上60歳未満で基礎疾患がある方や重症化リスクがある方を対象としており、3回目接種から5カ月経過した時点で接種券をお届けしております。

診療所では、7月1日からモデルナ社製ワクチンを使用して接種を行っておりますが、現在も引き続き、1・2回目及び3回目の接種予約も受け付けており、今後もワクチンの接種希望者に対し、丁寧な情報提供を行うとともに、若年層のワクチン接種率の向上に向けた啓発活動に努めてまいります。

なお、3回目接種を終えた65歳以上の方は2,861人で91.1%、15歳以上64歳以下が2,330人で77.4%、12歳以上14歳以下が48人で40.3%となっております。

また、5歳以上11歳以下の小児接種は、引き続きリスクや安全性を十分に理解した上で接種できるよう、情報提供に努めてまいります。

次に、町営診療所の休診について申し上げます。

このたび、町営診療所において、職員が新型コロナウイルスに感染したことにより、8月13日から22日まで休診といたしました。

町民の皆様には、ご心配とご迷惑をおかけしたことを、まずもってお詫び申し上げます。

診療所では、日頃より、新型コロナへの感染の疑いのある患者さんについては、直接院内に入らないよう注意喚起の案内掲示をするとともに、来院前に電話連絡で諸症状の申し出を伺うなど、感染防止対策を徹底しておりました。

このたび、診療所をかかりつけ医としている患者さんが新型コロナウイルスに感染したことが確認され、8月13日、診療所職員全員にPCR検査を行ったところ、当院の職員の感染が確認された次第です。

町では、直ちに診療所内の消毒作業を実施したほか、職員の感染が確認された日まで、8月9日から12日までに当院を受診された患者様86名ほぼ全ての方に対し、電話で健康状態を確認した上、経過観察を依頼いたしました。

また、休診期間に伴う「新型コロナウイルスワクチン接種」の予約変更につきましても、休診明けの8月27日と9月3日の両土曜日に診療所を開院して接種することとし、予約者180名全ての方々にご了承をいただいているところです。

町の地域医療の中核機関として、かかりつけ患者の安心・安全を確保する上で、高齢のため十分な意思疎通が見込めない患者様も増えていることから、その対応を見直しして、現在対処しているところであります。

次に、集団健診について申し上げます。

今年度の「集団健康診査」は、文化ホールを会場に、感染症対策を徹底しながら、1日最大160人に人数を制限して、6月16日より6日間行いました。

特定健康診査の受診者は、国民健康保険加入者、後期高齢者医療保険の加入者、国保加入者で39歳以下の一般健診を受診された方、合わせて443人の受診者数となりました。

また、特定健康診査と併せて実施した各種がん検診の受診者数は、肺が515人、大腸が514人、前立腺が73人、胃が152人、肝炎ウイルス検査が49人でした。

次に、戦没者追悼式について申し上げます。

八峰町戦没者追悼式は、8月19日、峰栄館において行いました。3年ぶりの式典には、ご遺族やご来賓の皆様など33名が出席され、先の大戦で犠牲となられた方々に追悼の意

を表し、平和を守っていくことを誓いました。

終戦から77年となり、戦争を知らない世代が多くなっていく中で、不戦の決意を新たにし、平和の尊さを次の世代に語り継いでいかなければならないという思いを強くしたところでもあります。

次に、敬老式について申し上げます。

同じく3年ぶりの開催となった今年度は、9月3日、「ファガス」において開催いたしました。

対象者は、初養老を迎えた方が118名、傘寿98名、米寿98名と、金婚夫婦が53組おられ、総勢420名のうち、初養老の64名を含め116名が出席し、神事と式典を行いました。いずれも人生の節目を迎えられた方々であり、心からお祝いと一層のご長寿を祈念申し上げます。

節目の記念にと写真を撮られる方もおられるなど、楽しい1日を過ごしていただいたところです。

次に、八森地区海岸一斉清掃について申し上げます。

7月9日、八森地区海岸の一斉清掃を実施しました。当日は、早朝からの作業にもかかわらず、全体で約370名の町民の方々からご協力いただきました。

集められたごみは、プラスチック類・発泡スチロールなどの可燃ごみが349袋で約2,540kg、缶類などの不燃ごみが139袋で210kgのごみが拾い集められました。ごみの多くは漁具などの漂着物ですが、中にはタイヤなどの不法投棄されたものもありました。引き続きモラルの向上や不法投棄防止の啓発に努めてまいります。

次に、再エネ海域利用法に基づく協議会について申し上げます。

6月24日、再エネ海域利用法に基づく「秋田県八峰町及び能代市沖における協議会」の第4回目の会合が開催され、意見交換を行いました。

秋田県八峰町及び能代市沖の海域については、令和3年6月29日に開催した第3回協議会において、協議会意見が取りまとめられ、令和3年12月10日に公募が開始されていましたが、ウクライナ情勢を踏まえ再生可能エネルギーの導入をさらに加速し、早期稼働を促す公募内容とするため、公募占用指針の見直しを国の協議会審議会で行っております。

1つ目は、「本事業で発電される電気を県内企業が活用するための検討」と「再エネ電気の活用を希望する企業の誘致活動への協力」を追記しました。

2つ目は、選定事業者による協力の例示として、「第2期秋田県新エネルギー産業戦略の重点プロジェクトとして掲げる各項目の実現に資する取組」を追記しました。

3つ目は、基金への出捐の規模の部分を見直すこととされました。

このことについては、発電設備出力に連動する形で進められているほか、地元関係者及び選定事業者にとって予見可能性が高く見積もりできるのではないかという考えからきているものであります。

なお、公募に関しては年内に再開する予定と伺っております。

次に、全国洋上風力発電市町村連絡協議会について申し上げます。

7月28日、再エネ海域利用法により一般海域の促進区域に指定されている、秋田県能代市、男鹿市、由利本荘市、三種町及び八峰町、千葉県銚子市及び旭市、長崎県五島市の6市2町の首長が発起人となり、全国洋上風力発電市町村連絡協議会を設立しました。

本協議会は、成長戦略に繋がる先端技術や先行事例を学ぶとともに、漁業と共生した水産振興を含む地域産業全体の振興、会員相互の情報共有、事業の円滑な普及による持続可能な循環型社会の構築に寄与するため設立したものであります。

当日は、発起人である6市2町による設立準備会を開催し、設立趣旨をはじめ、名称、協議会の構成及び会費、令和4年度事業を協議しました。

協議会の構成については、設立発起人である6市2町に加え、再エネ発電設備等拠点港湾の所在市と再エネ海域利用法に基づく「有望な区域」として整理されている区域の関係自治体へ呼びかけするとともに、設立発起人代表と協議会会長に能代市長を選任しました。今後は、総会や研修事業を通して、会員相互の交流、洋上風力発電に関連する先端技術や先行事例を学ぶ機会を設ける上、会員より喫緊かつ重要な課題について提案がされた場合は、必要に応じて関係機関への要望活動を行うこととしています。

次に、「地域公共交通」について申し上げます。

8月4日に八峰町公共交通会議を開催し、巡回バスの試行運行検証結果報告並びに本格運行について協議を行ったほか、ドアツードアで移動できるデマンド型乗合有償運送事業について協議しました。

巡回バス試行運行検証結果報告については、バス事業者による岩館線と大久保岱線が運休となった昨年10月から今年7月までの10カ月間で延べ1万272人が利用していることをはじめ、利便性、安定性及び需要の有無などについて検証結果を報告いたしました。その上で、これまでの試行運行から10月1日からの本格運行へ移行することを協議し、

委員の方々から同意を得ています。

デマンド型乗合有償運送事業については、以前に実施した住民アンケートやこれまで議会からもしばしばご質問があったようにドアツードアで移動できる利便性の高い移動手段が求められてきました。このたび町内の介護タクシー事業者からご協力いただく形で実施できる目途が立ちましたので、案件として協議し、委員の方々から同意を得ています。

両事業とも10月1日からの実施にあたり、今定例会に関連条例及び予算を提案しておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、「地域おこし協力隊」について申し上げます。

6月21日に定住・移住コンシェルジュを担当する地域おこし協力隊の面接試験を行い、川崎市在住の越前谷淳さんを内定しました。10月1日付けで委嘱状を交付する予定としており、定住・移住に関する情報発信や相談業務など、本町7人目の地域おこし協力隊として活躍していただくこととし、今定例会に関連予算を提案しておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、農林業関係について申し上げます。

今年の水稲の生育状況は、6月上旬の低温や日照不足の影響で稲の分けつが抑制され茎数が少ない一方で、稲丈は長くなっており、農家からは倒伏で品質や収量が低下してしまうのではないかとといった不安の声が聞かれました。

また、東北農政局が発表した8月15日現在の作柄概況によりますと、秋田県は6月上旬の低温や度重なる大雨、日照不足等の影響から「やや不良」と見込まれているところであり、これから迎える収穫期が天候に恵まれ、刈り取り作業が無事に終わられるよう願っているところです。

一方で、米の需要については、人口減少や長引く新型コロナウイルス感染症の影響により全国的に消費の減少が続いています。

令和4年産の主食用米の生産量は、作付転換が進んだ結果、国全体の在庫量は適正在庫レベルまで減少する見通しですが、県の在庫量は依然として適正在庫を超過すると見込まれていることから、県の指導をもとに町としてもJAなどと共に、地域農業再生協議会に今年産米で未契約となっている米については、早めに販売先と契約するよう周知するとともに、令和5年産米に向け収入保険やナラシ対策への加入を推進するよう指導しております。

次に、観光イベント等について申し上げます。

毎年恒例の滝の間海岸・岩館海岸海開きは、7月13日、岩館海浜プールのYOU遊海館において安全祈願祭が行われ、夏の観光シーズン中の無事故とたくさんの海水浴客でにぎわうことを関係者とともに祈願しました。

今シーズンの岩館・滝の間海水浴場の観光客数は、概算の集計では約1万5,000人と推計され、前年比では4,500人、42%の増加となりました。

シーズン中、警察や消防、交通指導隊、防犯関係者など多くの関係者のご尽力で無事故で終えることができました。深く感謝申し上げます。また、海浜プールはじめ、海岸の清掃ボランティアにご協力をいただいた皆様にも厚くお礼申し上げます。

8月6日には、白神八峰商工会主催の「第17回アワビの里づくり祭り」が開催されました。

主会場となった岩館漁港前には、およそ300人が来場し、アワビやサザエなどの魚介類のバーベキューを楽しんだほか、ケッコそば食い大会、のど自慢大会も行われました。町内4者が参加した「アワビ飯料理コンテスト」では、福八さんの「あわびギバサ丼」が秋田県知事賞を受賞しました。

また、岩館海浜プールの会場では、アワビの稚貝2,000個が放流されたほか、子どもたちによるアワビのつかみ取りが行われました。

運営にあたられた関係の皆様のご労苦に敬意を表します。

次に、「プレミアム付商品券発行事業」について申し上げます。

今回は昨年度と同様に、コロナ禍における地域経済の活性化や個人消費の拡大を図るため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業」を活用し、プレミアム率を30%とし、額面1万3,000円の商品券を1冊1万円で7,000セット販売しております。購入限度額は1人3冊までの3万円、子育て世帯については、通常購入限度額に加えて、1世帯当たり3万円まで追加購入できる優遇措置を実施したほか、自治会事業で使用する場合は1自治会当たり30万円まで購入可能としております。

7月20日より予約受付を開始し、8月10日に販売を開始したところ、8月23日現在で予約販売を含めて91.4%に当たる6,398冊が販売され、好調な売れ行きとなっております。

次に、「御所の台エリア再構築構想」策定について申し上げます。

道の駅はちもりの御所の台エリア移転を契機として、既存施設と有効的に連携・活用

し、エリア全体の再構築を図りながら、町全体の観光や商工業の振興に繋げることを目的とした「御所の台エリア再構築構想」策定につきましては、広く民間事業者から優れた提案を募集したいと考え、7月25日から公募型プロポーザルを開始しました。8月18日に参加表明書の提出を締め切ったところ、県内外から7事業者の応募があり、内訳としては、県内が6事業者、県外が1事業者となりました。

今後は、9月30日までに企画提案書を提出していただき、その後、プレゼンテーションや審査委員会によるヒアリング等を実施した上で、契約する事業者を決定する予定としております。

次に、全国学力・学習状況調査について申し上げます。

今年度は4月19日に全国学力・学習状況調査が実施され、結果が7月28日に公表されました。

今回、小学6年生は国語・算数・理科、中学3年生は国語・数学・理科のテストが実施され、秋田県は、小学6年生、中学3年生とも全国トップ級の結果でした。

当町の結果は、小学6年生については、秋田県平均をわずかながら下回り、中学3年生は、秋田県の平均正答率を上回る状況でした。

調査結果から明らかになった課題に対しては、教育委員会、学校等が連携して学校の教育活動等の改善に取り組んでまいります。

次に、ことぶき大学開講式について申し上げます。

今年度は、新入生5名を含む304名の受講申し込みがあり、うち234名が出席して、7月8日に八峰町文化ホールにおいて開催しました。

当日は、開講式に続き、「みんなが主演 ドタバタ笑劇場PARTⅡ」と題して、合川にわか劇団さくら組による演劇を鑑賞していただきました。会場内は終始笑い声で盛り上がり、笑うことで心の健康づくりが図られ、3年ぶりの事業に参加された大学生にとっては、充実した1日だったと思います。

ことぶき大学では、今後も質の高い学習機会の提供に努め、「心と体の健康」づくりを目指して活動してまいります。

次に、「第17回八峰町民野球大会」について申し上げます。

今年の大会は9チームが参加し、7月18日、24日の2日間、2球場で熱戦が繰り広げられました。

初日の峰浜球場の開会試合では、新成人の菊谷優夏さんが始球式を行い、大会に華を

添えてくださいました。

決勝戦は、カッチキ台ベースボールクラブと椿・椿台チームの試合となり、決勝戦にふさわしい好ゲームとなりました。9対8で、椿・椿台チームが平成22年以来、2度目の優勝を果たしました。

大会を大いに盛り上げてくださいました選手の皆様並びに運営にご協力いただきました八峰町野球連盟や審判部の皆様に、心からお礼を申し上げます。

次に、八峰町「二十歳を祝う会」について申し上げます。

8月14日、町では成人式を「二十歳を祝う会」に名称変更し、峰栄館において開催しました。対象者55名のうち、42名から出席いただきました。

開催にあたっては、コロナ禍における基本的な感染対策を徹底した上で、式典当日の朝にコロナウイルス抗原検査を実施するなど、万全を期して実施いたしました。また、出席できなかった方やご家族の方向けに、昨年度同様、ユーチューブでのライブ配信も行いました。

式典では、出席者を代表してお二方から、「一つ一つの行動に責任を持ち、社会の一員であるという自覚をもって生活していく」、「両親及び支えてくださった方々への感謝の気持ちを忘れずに、町と地域にお返ししていくとともに、夢や目標に向かって精進していく」という力強い誓いの言葉がありました。

開催にあたり、企画や運営等でご尽力いただきました実行委員の皆様には感謝いたしますとともに、ご臨席賜りました来賓各位の皆様には厚くお礼を申し上げます。

次に、スポーツ少年団活動について報告いたします。

6月25日に潟上市で開催された「高円宮賜杯第42回全日本学童軟式野球秋田県大会」に、八峰グローリーズが出場しました。勝利目前のところ、最終回で逆転され、惜しくも初戦突破とはなりませんでした。

八峰グローリーズは、7月16日に行われた第20回J A共済学童野球大会山本地区予選及び7月20・21日に行われた第20回東北学童軟式野球新人県大会の山本郡予選でも優勝し、それぞれ全県大会への切符を手にしております。全県大会では、大いに活躍されることを期待しております

また、峰浜バスケットボールクラブが6月26日に第41回能代市山本郡夏季ミニバスケットボール大会で準優勝し、全県大会出場を決めました。8月6日に大館市樹海体育館で行われた全県大会では、残念ながら初戦敗退となっております。

両チームとも、全県大会を経験したことで、成果や課題を今後に生かし、さらに成長されますよう期待しております。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第55号、専決処分事項の報告については、令和4年度八峰町一般会計補正予算（第4号）の専決処分報告であり、既定額に2,898万2,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を65億7,368万6,000円とするものであり、8月3日からの豪雨より発生した林業施設災害等の復旧経費の追加補正であります。

議案第56号、八峰町巡回バス条例制定については、巡回バス事業の実施について、条例制定しようとするものであります。

議案第57号、八峰町デマンド型乗合有償運送条例制定については、デマンド型乗合有償運送事業の実施について、条例制定しようとするものであります。

議案第58号、令和4年度八峰町一般会計補正予算（第5号）は、1億8,406万8,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を67億5,775万4,000円とするもので、主な歳出は、岩館地区防災コミュニティセンター建設事業に伴う法面保護工事費のほか、財政調整基金への積立金の追加などとなっております。

議案第59号、令和4年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、20万9,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を8億6,038万9,000円とするもので、内容は、電算システム改修業務委託料の追加であります。

議案第60号、令和4年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、4,390万8,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を14億398万5,000円とするもので、主な歳出は、令和3年度国県支出金の精算に伴う返還金の追加などとなっております。

議案第61号、令和4年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）は、481万7,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を2,348万7,000円とするもので、主な歳出は、立木補償金の追加に伴う自治会等への交付金の追加などとなっております。

議案第62号、令和4年度八峰町合併浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）は、84万2,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を411万6,000円とするもので、内容は一般会計繰出金の追加であります。

議案第63号、令和4年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）は、505万7,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を8,570万6,000円とするもので、主な歳出は、電子カルテシステム構築業務委託料の追加などとなっております。

議案第64号、令和4年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第3号）は、資本的収入の予定額2億932万3,000円に4,550万円を追加して2億5,482万3,000円に、資本的支出の予定額2億4,435万6,000円に4,474万8,000円を追加して2億8,910万4,000円とするもので、内容は畑谷地区配水管布設替工事の追加などです。

議案第65号、令和4年度八峰町下水道事業会計補正予算（第2号）は、資本的収入及び支出の予定額に260万円を追加して、資本的収入の予定額を1億1,377万9,000円に、資本的支出の予定額を1億7,826万3,000円とするもので、内容は石川地区農業集落排水処理施設汚泥移送ポンプ更新工事の追加です。

議案第66号、令和3年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定については、令和3年度一般会計決算を認定していただくものであります。

議案第67号から議案第72号までの各案件は、令和3年度各特別会計決算を認定していただくものであります。

議案第73号及び議案第74号は、令和3年度各事業会計決算を認定していただくものであります。

議案第75号、人権擁護委員候補者の推薦については、現人権擁護委員である武田ムツ子氏を引き続き委員に推薦することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第76号、人権擁護委員候補者の推薦については、現人権擁護委員である金谷由紀子氏が退任することに伴い、新たに須藤由美子氏を委員に推薦することについて、議会の同意を求めるものであります。

報告第6号は、令和3年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告であります。

以上、本定例会でご審議いただく議案は22議案で、報告件数は1件であります。

詳細については各議案の提案の際に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、適切にご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） 日程第4、発議第4号、八峰町議会傍聴規則の一部を改正する議会規則制定についてを議題とします。

事務局長に説明させます。佐々木事務局長。

○議会事務局長（佐々木高君） 発議第4号

令和4年9月5日提出

八峰町議会議長 皆川鉄也様

提出者	八峰町議会議員	水木壽保
賛成者	同上	見上政子
〃	〃	奈良聡子
〃	〃	芦崎達美
〃	〃	須藤正人

八峰町議会傍聴規則の一部を改正する議会規則制定について

八峰町議会傍聴規則の一部を次のように改正する。

提案理由は、傍聴席に入ることができない者の規定から、つえを削除するためです。

次のページ、改正文となっております。

第7条の傍聴席に入ることのできない者、第1項第1号から「、つえ」を削る改正となっております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） これより発議第4号について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより発議第4号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第55号専決処分事項の報告について（令和4年度八峰町一般会計補正予算（第4号））を議題とします。

当局の説明を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 議案第55号、専決処分事項の報告についてご説明いたします。

議案第55号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度八峰町一般会計補正予算（第4号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

令和4年9月5日提出

八峰町長 森 田 新一郎

次のページをお開き願います。

専決処分書でございます。

令和4年度八峰町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,898万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億7,368万6,000円とするものでございます。

このたびの専決処分につきましては、先ほど行政報告で申し上げましたとおり、8月3日からの豪雨により、町管理の林道や町道、河川、公園施設等が被害を受けたことに伴い、早急に応急処置の必要な復旧費の一部について追加補正したものでございます。

歳入歳出の補正内容につきましては、事項別明細書6ページ以降をご覧くださいながら歳入歳出の順にご説明いたします。

はじめに、歳入についてご説明いたします。

6・7ページをお願いいたします。

20款繰越金1項繰越金1目繰越金につきましては、林道や町道、河川、公園施設等の災害復旧費として歳出予算に計上しました充当財源として、1節一般会計繰越金に前年度繰越金2,898万2,000円の追加補正でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

8・9ページをお開きください。

はじめに、11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費1目林業施設災害復旧費につきましては、このたびの豪雨により、林道池の台線において路肩決壊や法面崩落が発生しておりますので、13節委託料に測量設計業務委託料599万9,000円の追加補正でございます。

次に、2項公共土木施設災害復旧費についてご説明いたします。

1目公共土木施設災害復旧費につきましては、このたびの豪雨により被害を受けました、町道真瀬線、町道小入川岩館線、町道白神ニッ森線及び普通河川小入川の災害復旧費でございます。

3節職員手当等につきましては、職員の時間外休日勤務手当9万2,000円の追加補正でございます。

11節役務費につきましては、町道真瀬線及び町道小入川岩館線の土砂撤去作業や大型土のう設置作業に伴う手数料135万円の追加補正でございます。

12節委託料につきましては、町道小入川岩館線及び町道ニッ森線において路肩の崩落等が、普通河川小入川においては護岸として設置していたふとんかごが河川の増水により流されるなど河岸決壊の被害を受けていることから、測量設計業務委託料1,799万9,000円の追加補正でございます。

13節使用料及び委託料につきましては、町道真瀬線及び町道小入川岩館線の土砂撤去作業や大型土のう設置作業に必要な重機等の借上げに伴う自動車等180万1,000円の追加補正でございます。

15節原材料費につきましては、町道真瀬線及び町道小入川岩館線の大型土のう設置に伴う災害復旧用原材料46万円の追加補正でございます。

2目公園災害復旧費につきましては、このたびの大雨の影響により、中央公園内の排水路に大量の土砂が流入する被害を受けております。バリケードを設置して立入禁止の措置を講じましたけれども、今後降水があった際にはさらに被害が拡大することが予想されることから、早急な対応が必要なため追加補正するものでございます。

11節役務費については、堆積した土砂撤去等に係る手数料30万円の追加補正でございます。

13節使用料及び委託料につきましては、土砂撤去等に必要な重機等の借上げに伴う自動車等75万4,000円の追加補正でございます。

なお、作業の方は既に完了しております。

次に、3項その他公共施設・公用施設災害復旧費についてご説明いたします。

このたびの大雨の影響により、留山の散策路内において倒木があり、通行できない状況となりました。留山散策路はあきた白神体験センターを利用する方の活動コースでもあることから、早急な対応が必要なため追加補正するものでございます。

1目観光施設災害復旧費11節役務費について、倒木による支障木伐採の手数料として22万7,000円の追加補正でございます。

なお、こちらの作業も既に完了しております。

このたび専決処分しました災害箇所及び状況につきましては、タブレットに議案第55

号資料として掲載しておりますので、ご確認くださいようお願いいたします。

また、このたびの豪雨につきましては、激甚災害に指定されるような情報も入っております。通常、測量設計業務委託料は一般財源を充当しておりますが、激甚災害に指定された場合、測量設計業務委託料につきましても国庫補助金の対象となります。

このたびの専決処分では、歳入において充当財源を全て前年度繰越金としておりますが、激甚災害に指定された場合、適切な時期に国庫補助金へ財源更正を行うこととなります。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしくようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第55号について質疑を行います。質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 今、後半説明あった激甚災害に指定される可能性があるということで、このことの指定されて国から補助されることを願っております。

それで、最初の災害の時ですけれども、大雨の時に防災無線で放送が流されましたけれども、大変長々長々とした防災無線で、それで、何かやはりこう自助、共助をすごい強調して、やはりこういう災害の時は公助が中心ではないか。何か文章読み上げてるようなその有線放送の流し方、非常に上から目線のように聞こえました。で、この共助というところを強調したあまり、私のところにかばん持って逃げてきた人がいます。やっぱりお互い助け合いましょうはいいんですけれども、やはりこういう時は公助を、まず危険だから災害場所に逃げてほしいという、的確な短い有線放送を流してほしいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

8月3日、線状降水帯、この時の防災無線だと思いますが、やはり内容としては簡潔明瞭に、これが基本です。長いと感じられたことは今後また改善しながら、そこは対応していきたいと思っています。

ひとつあと共助強調とございましたけども、基本は自助・共助です。大きな災害なればなるほど、やはり行政、公の段階ではなかなか全体に手が回らない、これが現状です。そういう場合に、やはりまず第一に命を守る、死なない、これが災害の基本です。そう

いう時には、やはり自助・共助、これが第一条件になります。そのために普段から様々なハザードマップとかそういう災害時に危ないという情報を流しているわけですので、どうぞその辺もご理解いただきながら、行政としてもやれることは一生懸命やっておりますので、ご理解いただければありがたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 青秋林道の入っていく時の法面、途中の道路また同じ一昨年だか、数年前に崩れたところの近く、また同じように崩れたわけですが、あの近くに、近くっていうか、あの右側にですね上真瀬水路組合か、いずれ水路組合が使っている水路があるんですけども、その水路に入ってくる沢も、同じところでなくて隣の沢もですね相当崩れて、水路にこう水が入ったり土砂が入ったりしてるわけですよ。そういう部分についても、この災害復旧の部分で対応してくれるのかどうかお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。浅田農林振興課長。

○農林振興課長（浅田善孝君） ただいまのご質問の方にお答えいたします。

水路組合の水路ですと、今回の林道災害の方には含まれておりません。で、これから出される補正予算（第5号）でしたっけ、こちらの方にも含まれておりませんので、基本的には水路組合さんの方が町単の事業を活用して復旧するというふうなことになると思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） あれ、そうすると、これは何だ、池の台の方だけということなのか。そうするとですね、何だあれ、ニッ森線に行くあの災害っていうことで何だ、土のうで止めてる、あれは災害に該当してないということですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 町道真瀬線の土砂崩れについては建設課の管轄ですので、道路の法面の崩落ということで、平成23年度にも同じような法崩れがありまして、災害査定を受けてふとんかごを積んで対応しております。今回についても法面については、ふとんかごを積んだ部分については異常は見られませんでした。その上の部分が崩落していますので、今後対策を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 3回目なのでやめますけども、隣の沢も崩れて、何だ、用水路に支障を来してるわけですよ。結局、沢がみんな埋まってですね、そこの沢の水が用水路に直接もう入ってしまっていると。逆に上流部の方が水が入ってこない状態なので、今は使いやすくていいわけけども、恒久的に使うのは上流の取水口からストレートに水が走れるようにしてる用水路なわけですよ。で、そこが今途中から土砂が埋まって用水路までもうは、直接入るようになると非常に困るわけですよ。いつでも水が入ってきてる状態になってしまってますから、今回はこれまあ大雨による災害だわけですよ。ですから、それらの部分はどうかしてくれるのかということだった。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 公共土木施設災害ということで、町道に関しては町道の用地内の工事しか該当になりません。また、原因については、先ほどお話しあったようにその水路とかため池が原因でありますので、そちらの原因者がその対策を講じていただくこととなりますので、先ほど農林振興課長が話したとおり管理してる方で対応をしていただくことになるかと思えます。あくまでも建設課としては、公共施設、道路敷地内の範囲で復旧を行うという対策を行うこととなります。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

（「議長、休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は原案のとおり承認されました。

休憩いたします。11時15分まで休憩いたします。

午前11時10分 休 憩

.....
午前 11 時 15 分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に遡り会議を再開いたします。

日程第 6、議案第 56 号、八峰町巡回バス条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） それでは、議案第 56 号についてご説明いたします。

議案第 56 号、八峰町巡回バス条例制定について。

八峰町巡回バス条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 9 月 5 日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由でございます。道路運送法第 78 条の規定による国土交通大臣の行う登録を受けて町が行う巡回バスの実施に関し必要な事項を定める条例を制定するものであります。

次のページをお開きください。

八峰町巡回バスにつきましては、道路運送法で規定されている地域公共交通会議である八峰町地域公共交通会議を 8 月 4 日に開催し、令和 4 年 10 月 1 日から本格運行することに関し協議が整っております。そのため、八峰町巡回バス条例につきましても、令和 4 年 10 月 1 日からの本格運行に伴い、このたび制定するものでございます。

巡回バスの運行につきましては、まず自治会にお願いし、65 歳以上のみの世帯 821 世帯、1,173 人を対象としたアンケート調査を実施しました。回収率は 1,051 人分、回収率は 89.6% と非常に高いものであり、かなり信頼度の高いものであると判断しております。

このアンケート調査の「運転免許証がない人のバス利用率が少ないと思う理由」という項目で回答が多かった順の 5 つは、「運行本数が少ない」が 46.8%、「乗りたい時間の運行がない」が 40.7%、「運賃が高い」が 22.4%、「移動に時間がかかる」が 21.9%、「バス停までの距離が遠い」が 16.9% でありました。巡回バスの骨格を作るにあたりましては、回答の多かったこの 5 つの点を改善することを優先してまいりました。

令和 2 年度の 11 月から 12 月までの 2 カ月間と令和 3 年度の 6 月から 9 月までの 4 カ月間においては、既存のバス事業者が運行する岩館線、大久保岱線と並行する形で試行運行を行ったほか、令和 3 年 10 月以降は、現在にわたり既存の岩館線と大久保岱線を運休する形で試行運転を実施しております。

冬季の降雪をはじめとする各季節に見られる危険要素の把握に必要な年間を通しての

試行運転に目処がつきましたので、このたび試行運転の結果を検証しました。検証としては、利便性、安定性、需要の有無の3つの内容を検討しております。

利便性につきましては、先ほど申し上げましたアンケート調査の多かった5つの点について解消する体制を整備し、効果が確認できているほか、利用者の声を反映し、車両に補助ステップやハンドレールを設置するなど、利便性の高い運行体制となっております。

安定性につきましては、試行運行期間中に大雪の影響による遅延が3回ほど発生しておりますが、率にして0.07%と安定した運行が確認できております。

需要の有無につきましては、試行運転を重ねるごとに利用者は増加し、現在は延べ人数として月1,000人以上の方に利用されており、現在運休している岩館線、大久保岱線と同数以上の利用者を確認できていることから需要はあると判断できております。

以上の検証により、令和4年10月1日から本格運行に移行できるものと判断し、条例を制定するものでございます。

第1条では条例の趣旨を定めております。

第2条では運行ルート等について定めています。

なお、運行ルート経過地、運行回数、運行時間等につきましては、本格運転後も適宜利便性を高める必要が生じた際に対応するため、規則で定めることとしております。

また、10月1日の本格運行から現在の運行ルートを一部見直すこととしております。具体的には、巡回バスの運行ルートは曜日ごとに運行ルートが異なっておりますが、岩館地区においては全てのバス停で乗降車できるよう見直しており、また、湯っこランドが6月末をもって閉館したことから、八森湯っこランド前と隣の滝の間海水浴場前のバス停を廃止することとしております。

第3条では使用料の額を定めております。

使用料につきましては、1回の乗車につき100円とし、回数利用券を使用した場合、25回利用分を2,000円としています。

第4条では使用料の免除を定めております。

第1号では利用者が未就学児の場合を定めております。

第2号では、往路、道の駅みねはま方面へ向かう際に乗車する場合と、復路、道の駅みねはまから出発する際に下車する場合のバス停名を定めております。

ここの部分につきましては、タブレットに別資料を掲載しておりますので、タブレッ

トに掲示しております議案第56号説明資料をお開きください。

1 ページ目の下の図をご覧ください。

条例第4条第2号で定めているバス停名は、この図の赤線で囲まれている区域内のバス停名です。巡回バスの利用者の大半は、以前のバス事業者による運行の岩館線、大久保岱線と同様に能代市内への買い物や通院等への移動手段として利用されております。そのため、運行時間、運行ルートと同様に、使用料、いわゆる運賃に関しましても能代行きを視野に入れ、以前のバス事業者による運行の岩館線、大久保岱線の運賃を参考に設定しました。具体的には、能代市内への移動料金が従来の岩館線、大久保岱線の運賃と比較し高くなってしまふ地域は、特例として免除、いわゆる無料にするものであります。

次のページをお開きください。

バス停ごとの料金比較表を掲示しております。ここでは、運行ルートごとに料金を比較しており、赤書きで「プラスとなる停留所を無料区間とする」という吹き出しがついている「4. 岩館・目名瀧方面」を例にご説明いたします。

表が小さくて見づらいので、拡大をお願いいたします。

項目の灰色の部分、バス停名は巡回バスのバス停です。

隣の上の「能代駅までの料金（最大料金）」と記載されておりますが、ここはバスステーションまでも同じであります。

一段下がりにまして、「旧」、「新」と記載してありまして、「旧」の下、岩館線が従来の岩館線の料金で、「通常料金」と記載されている欄がバス事業者が設定していた運賃で、隣の「半額助成後」と記載されている欄が町で実施しているバス乗車券類購入支援事業補助金を活用して回数券等を購入し、実際に利用者が負担していた運賃です。

また、「新」と記載している一段下、「みねはま線」と記載されているところは、現在、秋北バスで運行している能代みねはま線のポンポコ山から能代市まで行った際の通常料金で、隣の「半額助成後」と記載されている欄が町で実施しているバス乗車券類購入支援事業補助金を活用して回数券等を購入し、実際に利用者が負担している運賃です。そして「巡回バス」と記載しているところが町の巡回バスの運賃です。

バス停欄の上から4段目「岩館駅前」のところをご覧ください。

岩館駅前から乗車した場合は、従来の通常料金が1,000円であり、町の乗車券類購入支援事業補助金を活用した場合、半額の500円でありました。現在は能代みねはま線の

通常料金が350円であり、町の乗車券類購入支援事業補助金を活用した場合、半額の175円、それに巡回バスの一律100円をプラスした場合、275円で能代市まで移動することができますようになります。従来に比べ225円安い運賃となっています。

項目の「差額（新-旧）」につきましては、その差額について記載しているものであります。

そうした計算をバス停ごとに行っていた場合、下の表の方の黄色で色づけした部分、自治会名では萩の台、バス停名では沖の台のところで、従前の運賃より10円高くなります。以下、能代市に近いバス停ほど従来運賃より高い、従来より負担が大きくなります。従前の運賃より高くなってしまいますと、先ほど申しあげましたアンケート調査の3番目に多かった回答である「運賃が高い」という部分が解消できません。そのため、この表の黄色で色づけされた部分のバス停を条例第4条第2項で定め、免除する、いわゆる無料にし、解消を図るものでございます。

次に、第5条では使用料の不還付等を定めております。

第6条では利用者の遵守事項を、第7条では乗車の制限を、第8条では損害賠償義務を、第9条では委任をそれぞれ定めております。

附則では、巡回バスの本格運行を令和4年10月1日から施行することを記しております。

説明は以上でございます。何とぞご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） 本議案の審議につきましては、先ほど議会運営委員長からも報告ありましたように、9月16日に審議を行いたいと思います。

日程第7、議案第57号、八峰町デマンド型乗合有償運送条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） それでは、議案第57号についてご説明いたします。

議案第57号、八峰町デマンド型乗合有償運送条例制定について。

八峰町デマンド型乗合有償運送条例を別紙のとおり制定する。

令和4年9月5日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由でございます。道路運送法第78条の規定による国土交通大臣の行う登録を受

けて町が行うデマンド型乗合有償運送の実施に関し必要な事項を定める条例を制定する
ものであります。

次のページをお開きください。

八峰町デマンド型乗合有償運送につきましては、道路交通法で規定されている地域公
共交通会議である八峰町地域公共交通会議を8月4日に開催し、令和4年10月1日から
運行することに関し、協議が整っております。そのため、八峰町デマンド型乗合有償運
送条例につきましても、令和4年10月1日からの運行実施に伴い、このたび制定するも
のであります。

町内の公共交通につきましては、長年続いてきました人口減少と車社会の進行により
路線バスやJRの運行本数が減少したほか、タクシー事業者も撤退し、大変不便な状況
となっています。特に近年では、これまで経験したことのない極端な高齢化が進んでい
るほか、高齢者の運転免許証返納などもあり、車がなくても安心して暮らしていける仕
組みをつくる必要があると考えていました。

そうした中、まず既存の公共交通を利用されている方の大半が能代市への買い物や通
院への移動手段として利用していたことから、骨格となる部分として町内巡回バスを優
先して取り組んでまいりましたが、65歳以上のみの世帯を対象としたアンケート調査を
実施した際も、「町内で用事を済ませられるよう、自由に行ける交通網があればいい」
といった声があったほか、議員の方からも町内の移動手段につきましてはたびたびご指
摘されておりました。また、巡回バスの利用者からも、「巡回バスを使って町内で買い
物をした際に、帰りのバスまでの待ち時間が長くて不便だ」といった声が届いておりま
した。町内を自由に移動できる交通手段につきましても、巡回バスと並行して検討して
きた結果、このたび町内の介護タクシー事業者の協力を得て、ドアツードアで移動でき
るデマンド型乗合有償運送の実施案がまとまり、8月4日に開催した八峰町地域公共交
通会議にお諮りし、10月1日から運行するという事で協議が整っております。

以上のことから条例を制定するものでございます。

第1条では本条例の趣旨を定めております。

第2条では運行区域について定めています。出発地及び到着地とも町内とするもので
あります。

第3条では使用料の額を定めております。

使用料につきましては、1回の乗車につき400円。ただし、マイナンバーカードの提

示があった場合は、1回の乗車につき300円とするものであります。

使用料につきましては、国土交通省の自家用有償旅客運送ハンドブックでは、区域を定めて行う自家用有償旅客運送の対価は、近隣のタクシー運賃の2分の1を目安とするとしております。使用料の算出にあたりましては、町内の地理的なことを考慮し、岩館地区と石川地区のほぼ中間地点にあります商業施設の薬王堂までの距離を基準とし、さらに中浜地区、水沢地区、沼田地区から利用するといったケースを想定して計算しました。

近隣のタクシー運賃は、初乗り運賃1,473mまでが670円、加算運賃が303mごとに100円となっており、先ほど申し上げました地区で計算しますと、それぞれのタクシー料金は、岩館地区の場合3,610円、中浜地区の場合1,630円、水沢地区の場合1,960円、沼田地区の場合2,590円、石川地区の場合3,740円となっており、その2分の1の料金は、およそ800円から1,800円となります。しかしながら、デマンド型乗合有償運送を利用される方の大半は、巡回バスと同様に運転免許証を所持しない高齢者等が想定されるほか、バスを利用する場合は、町のバス乗車券類購入支援事業補助金を活用することにより実質半額で利用できることから、先ほど申し上げました800円から1,800円のうち、800円の2分の1である400円としております。また、現在、町のマイナンバーカードの取得率は、全国、県平均と比較し非常に低いことが指摘されております。普及の取り組みの一環として、マイナンバーカードの提示で100円安い300円としたものでございます。

続いて、第4条、使用料の免除を定めております。

第1号では利用者が未就学児の場合を定めております。

第2号では、通常想定できない場合に備え、定めております。

第5条では使用料の不還付を、第6条では利用者の遵守事項を、第7条では乗車の制限を、第8条では損害賠償義務を、第9条では委任を定めております。

附則では、デマンド型乗合有償運送を令和4年10月1日から施行することを記しております。

説明は以上でございます。何とぞご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしくお願いたします。

○議長（皆川鉄也君） 本議案の審議につきましても、9月16日に行いたいと思います。

次に、日程第8、議案第58号、令和4年度八峰町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

当局の説明を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 議案第58号についてご説明いたします。

議案第58号、令和4年度八峰町一般会計補正予算（第5号）。

令和4年度八峰町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによります。

第1条では、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,406万8,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ67億5,775万4,000円とするものでございます。

第2条では地方債の補正を定めており、内容は変更でございます。

令和4年9月5日提出

八峰町長 森 田 新一郎

4ページをお開き願います。

地方債の補正につきましては、「第2表 地方債補正」に記載しております。

変更1の護岸等補修事業につきましては、小釜沢川と野田川の護岸等整備事業に伴う充当財源として1,950万円の追加補正でございます。緊急浚渫推進事業につきましては、夏井沢川の河川浚渫事業に伴う充当財源として150万円の追加補正でございます。過疎対策事業の通常分につきましては、防災コミュニティセンター建設地の法面保護工事分の充当財源として1,350万円を、令和5年度に建設を予定している三ツ森町内会館の実施設計業務委託料分の充当財源として130万円を、町道目名潟大沢線の防雪柵整備分の充当財源として200万円を、欄干橋の橋梁補修に係る設計業務委託料分の充当財源として750万円の、合わせて2,430万円の追加補正でございます。

なお、詳細につきましては、12・13ページの22款町債に記載しております。

次に、歳入歳出の主な補正理由につきましては、事項別明細書8ページ以降をご覧くださいながら歳入歳出の順にご説明いたします。

はじめに、歳入でございますが、8・9ページをお願いします。

14款使用料及び手数料1項使用料1目総務使用料1節総務管理使用料につきましては、先ほど議案第56号でご説明しました巡回バスと、議案第57号でご説明しましたデマンド型乗合有償運送使用料の追加補正でございます。巡回バス使用料分として49万2,000円を、デマンド型乗合有償運送使用料として28万8,000円の、合わせて78万円の追加補正でございます。

15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金につつま

しては、令和3年度事業費の確定に伴い自立支援給付費負担金が追加交付されることから105万円の追加補正でございます。

2項国庫補助金2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金につきましては、介護報酬改定等に伴うシステム改修に係る事業費分として、介護保険事業費補助金4万4,000円の追加補正でございます。

16款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金のうち、額の大きい主なる補助金を説明させていただきます。

細節94の園芸用燃油高騰緊急支援事業補助金につきましては、燃油高騰により大きな影響を受ける施設園芸等農業者の負担軽減を図るため、燃油の軽減や生産性の向上に向けた取り組みを支援する県の補助制度であり、町内の菌床しいたけ事業者も1社申請していることから、106万円の追加補正でございます。

10・11ページをお願いします。

17款財産収入2項財産売却収入1項不動産売却収入2節その他不動産売却収入につきましては、分収林の売却面積が当初の予定より拡大したことに伴い、一般分収林収入50万円の追加補正でございます。

18款寄附金1項寄附金3目教育費寄附金1節教育費寄附金につきましては、北都銀行志考会より町の教育振興へと寄せられた寄附金9万9,000円の追加補正でございます。

4項基金寄附金1節基金寄附金につきましては、岩館出身で千葉県在住の岡本好光氏より奨学金に寄せられた寄附金10万円の追加補正でございます。

19款繰入金1項特別会計繰入金1目介護保険特別会計繰入金につきましては、介護保険特別会計からの繰入金1,584万8,000円の追加補正でございます。

2目合併処理浄化槽事業特別会計繰入金につきましては、合併処理浄化槽事業特別会計からの繰入金84万2,000円の追加補正でございます。

2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出補正全体の調整のための1節財政調整基金繰入金4,671万9,000円の追加補正でございます。

12・13ページをお願いします。

20款繰越金1項繰越金1目繰越金1節一般会計繰越金につきましては、歳入歳出補正の財源確保のため、前年度繰越金7,128万8,000円の追加補正でございます。

21款諸収入5項雑入6目雑入2節受取保険金等につきましては、外出支援車両の追突事故に係る自動車共済金24万8,000円の追加補正でございます。

22款町債につきましては、先ほど第2表 地方債補正のところでもご説明いたしましたが、1項町債1目総務債2節集会施設建設事業債のうち、岩館地区防災コミュニティセンター建設事業につきましては、建設地の法面保護工事分の充当財源として、過疎債1,350万円を、三ツ森町内会館建設事業につきましては、令和5年度に建設予定の三ツ森町内会館建築工事実施設計業務委託料の充当財源として、過疎債130万円の追加補正でございます。

4目土木債1節町道整備事業債につきましては、町道目名瀧大沢線防雪柵整備事業の地質調査業務委託料の充当財源として、過疎債200万円の追加補正でございます。

2節自然災害防止事業債につきましては、小釜沢川と野田沢川の護岸等整備事業の工事請負費の充当財源として、自然災害防止事業債1,950万円の追加補正でございます。

3節橋梁整備事業債につきましては、欄干橋橋梁補修事業の設計業務委託料の充当財源として、過疎債750万円の追加補正でございます。

6節緊急浚渫推進事業債につきましては、夏井沢川河川浚渫事業の充当財源として、緊急浚渫推進事業債150万円の追加補正でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

14・15ページをお願いします。

はじめに、1款議会費について説明いたします。

1項議会費1目議会費につきましては、関東ふるさと会への出席に係る追加補正でございます。

関東ふるさと会につきましては、新型コロナウイルスの影響により、令和2年度と令和3年度は総会を開催できでおりませんが、これまで議会を代表し議長については毎年出席しておりました。議会改選後の初総会にあたる年は全員が出席しております。関東ふるさと会によれば、新型コロナウイルスの感染状況により総会開催の最終判断は10月中旬に行うこととしております。現段階では開催する予定とのことであります。

8節旅費につきましては、既に当初予算で措置している議長分を除く11人分の特別旅費85万8,000円の追加補正でございます。

10節需用費につきましては、同じく関東ふるさと会へ出席する際の食糧費7万7,000円の追加補正でございます。

次に、総務費についてご説明します。

1項総務管理費1目一般管理費14節工事請負費につきましては、町長室のエアコンが

故障しており、冷暖房とも使用できない状況となっておりますので、更新工事費として220万円の追加補正でございます。

17節備品購入費につきましては、書類用台車と大会議室の折り畳みテーブルの購入費62万3,000円の追加補正でございます。

5目財産管理費につきましては、湯っこランドの警備システムに係る電気料と電話回線使用料、合わせて44万8,000円の追加補正でございます。

6目企画費2節給料につきましては、行政報告で申し上げました、地域おこし協力隊の給料116万2,000円の追加補正でございます。

3節職員手当等と8節旅費につきましても、地域おこし協力隊関係予算であります。

10節需用費の主なるものは、地域おこし協力隊とデマンド型乗合有償運送事業に係る消耗品費、合わせて14万円の追加補正と、細節4の印刷製本費につきましては、10月1日から運行するデマンド型乗合有償運送事業の周知用全戸配布チラシ、それから時刻表、回数券ですね、これの印刷代として23万6,000円の追加補正でございます。

ずっと少し飛びまして、12節委託料につきましてご説明いたします。

16・17ページをお願いします。

ここで主なるものですが、10月1日から新たにスタートするデマンド型乗合有償運送業務委託料で、町内2業者への業務委託料252万円の追加補正でございます。

13節使用料及び賃借料は、定住促進用空き家借上料などの76万8,000円の追加補正でございます。

それから、14節工事請負費につきましては、定住促進用空き家改修工事500万円の追加補正でございます。

17節備品購入費、これの主なるものですが、地域おこし協力隊が日常業務に使用するノートパソコンと活動時や定住・移住イベント等の際に利用するモバイル型パソコンの2台分の購入費22万9,000円の追加補正でございます。

7目電子計算費17節備品購入費につきましては、役場庁舎内でのインターネット接続環境につきましては、最近、使用中に接続が途切れる事象が発生しております。原因については、平成28年度から使用しているルータの老朽化により安定的な接続ができないものと思われるため、業務用であるセキュリティクラウド用ルータ17台の購入費46万8,000円の追加補正でございます。

18節負担金、補助及び交付金につきましては、令和4年度決算から決算統計システム

による全数調査が実施されるために、既存の財務会計システムの改修として、秋田県町村電算システム共同事業組合負担金20万5,000円の追加補正でございます。

9目自治振興費12節委託料につきましては、令和5年度に建設予定の三ツ森町内会館建築工事实施設業務委託料133万4,000円の追加補正でございます。

14節工事請負費につきましては、岩館地区防災コミュニティセンター建設地の法面保護工事2,717万円の追加補正でございます。

11目地域情報化事業10節需用費につきましては、八森字木戸沢地内において、町で整備した光ケーブルの一部に立木の接触が原因と思われる損傷が発見されました。現在、カバーをかけることで応急措置しておりますけれども、その光ケーブルの修繕料207万9,000円の追加補正でございます。

次に、3款民生費についてご説明いたします。

1項社会福祉費2目老人福祉費10節需用費につきましては、八峰町外出支援サービス事業受託者である八峰町社会福祉協議会の職員が町所有車両を運転中に追突事故を起こし、車両の一部を損傷させております。車両の修繕にあたり、既存予算を先食いする形で対応しましたので、その先食い分の修繕料10万円の追加補正でございます。

18・19ページをお願いいたします。

12節委託料につきましては、これまで一人暮らし老人等の見守り事業委託料は月額固定としておりましたけれども、今年度から月額事務費プラス訪問件数による実績払いに変更しております。積算方法の変更の影響によりまして12月以降の支払いに不足が見込まれるため、180万円の追加補正でございます。

8目高齢者コミュニティセンター管理費12節委託料につきましては、湯っこランドの管理業務委託料と、ろ過装置保守点検業務委託料は、長期継続契約を締結しておりましたけれども、受注者の好意によりまして契約期間の短縮と金額減額の変更契約を行うことができました。変更契約に伴い、管理業務委託料283万2,000円、それから、ろ過装置保守点検業務委託料19万8,000円、それぞれ減額補正でございます。

次に、4款衛生費についてご説明いたします。

1項保健衛生費2目予防費につきましては、新型コロナワクチン4回目接種に係る補正でございます。

新型コロナワクチン接種につきましては、これまで峰栄館を会場とした集団接種を行ってまいりましたが、4回目接種につきましては、これまでの3回目接種より接種希

望者が多くないことから、町営の診療所と隣接するあいあいを会場として、町営診療所の医師による休日接種で対応することといたしました。

10節需用費で、消毒用エタノール、医療用ガウン、使い捨てスリッパ等の消耗品150万円の追加補正でございます。

13節使用料及び賃借料のうち、自動車等につきましては、峰栄館での集団接種の際には待合室の代わりにバスを借上げておりましたが、接種希望者が多くないことが見込まれることから、バス借上料分170万円の減額補正でございます。

接種会場用の備品等リース料につきましては、待合スペース用のパイプ椅子のリース料20万円の追加補正でございます。

次に、6款農林水産業費についてご説明いたします。

1項農業費1目農業委員会費につきましては、令和4年5月に国会で成立した改正農業経営基盤強化促進法において、農業委員会は農地バンク、JA、土地改良区等、関係機関の協力を得て目標地図の素案を作成することになりました。最新の情報を反映した地図の作成にタブレットを活用することが効率的であるという見解が示されていることから、町でもタブレットを導入し効率化を図る予定でございます。

11節役務費につきましては、タブレットの通信契約料に係る通信運搬費2万2,000円の追加補正でございます。

20・21ページをお願いします。

13節使用料及び賃借料につきましては、タブレットにインストールする現地確認アプリのライセンス使用料1万5,000円の追加補正でございます。

17節備品購入費につきましては、タブレット3台分の購入費9万3,000円の追加補正でございます。

3目農業振興費1節報酬から8節旅費につきましては、9月1日付けで委嘱状を交付しました地域おこし協力隊の人件費に係る予算の組み替えでございます。6月補正予算では2人分共フルタイムの会計年度任用職員として予算計上しておりましたけれども、その後、委嘱日や勤務形態について調整したところ、1人分についてはパートタイムの会計年度任用職員を希望されたことによるものでございます。

18節負担金、補助及び交付金のうち、園芸用燃油高騰緊急支援事業補助金につきましては、燃油高騰により大きな影響を受ける施設園芸等農業者の負担軽減を図るため、燃油の軽減や生産性の向上に向けた取り組みを支援する県の補助制度であり、町内の菌床

しいたけ事業者も1社申請していることから、106万円の追加補正でございます。

遊休農地再生利用モデル事業補助金につきましては、高齢化に伴いリタイアする農家が増加し、比例するように遊休農地も拡大する傾向にあります。中山間地域に加え、耕作条件の整った平坦地でも拡大していることから、地域で遊休農地の再生を行い、農地として保全活動する団体を支援する制度が創立されております。現段階では申請の有無は不明ですが、申請があった場合を備えて、100aの面積を想定し12万5,000円の追加補正でございます。

2項林業費2目林業振興費18節負担金、補助及び交付金につきましては、分収林の売却面積が当初予定より拡大したことに伴い、一般分収林造林者交付金42万5,000円の追加補正でございます。

22・23ページをお開きください。

7款商工費1項商工費1目商工総務費3節職員手当等につきましては、職員の住居手当18万9,000円の追加補正でございます。

次に、8款土木費についてご説明いたします。

ここでは100万円以上の主なものについて説明させていただきます。

2項道路橋梁費1目道路維持費10節需用費につきましては、現計予算をほぼ消化し、今後修繕に対応できないことと、町道岩館向台浜線の既存ガードレールの修繕に係る追加補正でございます。この区間のガードレールにつきましては、転落防止のほか、道路除雪の際に道路下の民家への落雪防止も兼ねていることから、降雪前に修繕が必要ということで、修繕料550万円の追加補正でございます。

2目道路新設改良費12節委託料につきましては、町道目名湯大沢線防雪柵設置工事において、防雪柵の根入れ・基礎等を設計する際に、地盤の耐荷重、これを把握する必要があるために、地質調査業務委託料200万円の追加補正でございます。

3目橋梁維持費12節委託料につきましては、簡易水道事業において、今年度、欄干橋の水道添架管をかけ替えする予定としておりましたが、添架する欄干橋の地覆、表面ですね、これに損傷が見受けられるために橋梁補修を先行実施する必要性が生じ、欄干橋橋梁補修工事設計業務委託業務委託料750万円の追加補正でございます。

24・25ページをお願いします。

3項河川費2目河川維持費14節工事請負費のうち、小釜沢川護岸整備工事につきましては、整備箇所を1カ所追加する必要性が生じたため1,500万円を、野田沢川護岸整備工

事につきましては、施工現場の状況を精査した結果、工法の一部を変更及び追加する必要が生じたため600万円の追加補正でございます。

次に、9款消防費についてご説明いたします。

1項消防費3目災害対策費18節負担金、補助及び交付金につきましては、8月末をもって八峰町安全安心なまちづくり推進事業補助金の現計予算を使い切り、今後の申請に対応できないことから、補助金300万円の追加補正でございます。

10款は教育費でありますので、後ほど教育長から説明をお願いします。

28・29ページをお願いします。

次に、11款災害復旧費についてご説明いたします。

1項農林水産業施設災害復旧費1目林業施設災害復旧費につきましては、8月3日からの豪雨により、林道池の台線をはじめとする林道9路線において、法面の崩落や路肩の決壊、路面の洗堀等、多くの箇所被害を受けておりますので、その復旧費としまして、10節需用費で26万円を、11節役務費には作業員派遣手数料として88万円を、13節使用料及び賃借料にはダンプや重機の賃借料として483万円、15節原材料費には砕石や再生骨材等の補修材として343万円をそれぞれ追加補正し、合わせて940万円の追加補正でございます。

2項公共土木施設災害復旧費1目公共土木災害復旧費につきましては、8月3日からの豪雨により、町道小入川岩館線や真瀬線をはじめとする町道各路線において、法面の崩落や路肩の決壊等、多くの箇所被害を受けているほか、河川につきましても流木や土砂等が堆積しておりますので、その復旧費としまして、10節需用費に修繕料として500万円、それから、11節役務費には作業員派遣手数料として300万円、13節使用料及び賃借料にはダンプや重機の賃借料として300万円、15節原材料費には砕石・土のう等の補修材として50万円をそれぞれ追加補正し、合わせて1,150万円の追加補正でございます。

次に、13款諸支出金についてご説明いたします。

2項諸費1目国県支出金返納金につきましては、令和3年度分の事業精算に係る過年度分の返納金でございます。

児童手当交付金、それから障害者医療費国庫負担金、障害児入所給付費等国庫負担金、30・31ページに行きまして、国庫低所得者介護保険料軽減負担金過年度返還金、これ合わせまして72万3,000円の追加補正でございます。

3項基金費1目財政調整基金費につきましては、令和3年度一般会計決算により1億3,805万4,000円の剰余金を生じておりますが、地方財政法第7条第1項の規定により、当該剰余金の2分の1以上の額を基金に積み立てることとされておりますので、7,000万円を財政調整基金に積み立てるための追加補正でございます。

5目奨学金基金費につきましては、岩館出身で千葉県在住の岡本好光氏より奨学金に寄せられた寄附金10万円を奨学金基金に積み立てるための追加補正でございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、10款教育費につきましては教育長から説明をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午後 0時05分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に遡り会議を再開いたします。

川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） お疲れ様です。

それでは、一般会計予算について、午前中の副町長からの説明に引き続き、私の方から教育委員会関係の予算を説明いたします。

ページの方、24・25ページになります。

10款教育費をお開きください。

2項小学校費1目峰浜小学校費10節需用費につきましては、体育館天井設置の自動火災報知機が誤作動により警報が入る状況にありますので、感知器の修繕料として190万円の追加補正でございます。

26・27ページをお開きください。

3項中学校費1目八峰中学校費につきましては、北都銀行志考会より町の教育振興として寄附金10万円が寄せられましたので、財源更正を行うものでございます。

5項社会教育費6目秋田県自然体験活動センター管理費11節役務費につきましては、屋内消火栓設備貯水槽の貯水値を計測するボールタップ異常により時折アラーム音が鳴り、宿泊者に不安を与えており、解消するための手数料15万円の追加補正でございます。

6項保健体育費1目保健体育総務費8節旅費につきましては、このたび滋賀県で開催

される第63回全国スポーツ推進委員研究協議会において、全国スポーツ推進委員30年勤続功労者として町のスポーツ推進委員4名が表彰されることになりました。そのうち3名の方が出席を希望しておりますので、追加補正するものでございます。

なお、予算を措置していた東北大会等中止になったものがありますので差額調整し、費用弁償10万円の追加補正でございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議いただき、ご承認いただきますよう、よろしく申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第58号について質疑を行います。

この補正予算は、議案第56号及び57号の条例制定関連予算が含まれております。そのため、本日の質疑は条例関連予算を除いた質疑を行い、条例関連予算の質疑、全体討論、採決は16日に行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。

それでは、質疑の方に入ります。質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 8・9ページの県支出金のところで、歳入のところで農林水産業県補助金が、まあ農業関係だけの補助金なってますけれども、水産業として油代の高騰とかそういう面で陳情というかお願いが出てたと思うんですけれども、この水産業のところの補助金は加えなかったのかどうなのかをお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。山本産業振興課長。

○産業振興課長（山本 望君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

今回は園芸用等で農業関係、こちらは県の事業補助金でございます。町の事業としましては水産業の方、確かに要望等があがってございますけれども、産業全体に関することですので今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。10番門脇直樹君。

○10番（門脇直樹君） 2点伺いたいと思います。

13ページ、13ページ中段の自動車共済金、それからもう一点は、19ページ一番上、一人暮らし老人等見守り事業委託料、これどちらも多分社協だと思っておりますが、例えばこの共済金、まあ保険料ですよね。普通、事業主は自分で車を購入して保険を掛けて、例えばですね、このデマンド型交通を委託する業者ですが、自分で車を購入して保険を掛

けて、それで利用者らお金をもらって不足分を町から補助してもらおう。ところが社協の場合は、町から車を買ってもらって保険料も町から掛けてもらって、事業収益は社協のもの。これの説明。

あと、19ページの一人暮らし老人等見守り事業委託料、これも当初予算で360万円、月額30万円の委託料です。何をやってるのか。実績報告はどういう実績報告があがってるのか。どのぐらいのことをやって360万円でも足りなくて、また180万円追加補正するのか。この辺の説明をよろしくお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの10番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） ただいまの門脇議員のご質問にお答えします。

まず1点目の外出支援事業車両の追突事故に伴う共済金の件でございます。

こちらにつきましては、外出支援事業合わせて移動支援事業という事業主体が町で行っているものでありますので、公共、公用車を町で購入し、無償で貸与している形になっております。この事業につきましては、事業者自体が町になっていることから、公用車を使用させて事業を実施していただいている状況でございます。現状、自主財源に乏しい社会福祉協議会という社会福祉法人でございますので、事業の当初始める段階で車両を用意して事業展開を進めていったということでございます。その中で、全体の事業も既に15年以上も合併後ずっとそういった形で無償で貸し付けて、全て町で補償しているという形もございますので、ご指摘の事案を含めまして、今後見直しも含めて検討させていただきたいと思っております。

2つ目の一人暮らし老人世帯に関する委託料の追加補正につきましてです。

まずはじめに、事業自体の若干ご説明させていただきます。

こちらは、事業を始めた時点から月額30万円、毎月、それで360万円、事業当初よりこういった予算措置をさせていただいて、町内の一人暮らし、若しくは高齢者のみ世帯においてヘルパーさんを派遣して見守りを続けると。で、実際に介護保険で要支援一番軽い状態である、ヘルパーさんがそこに訪問して家事援助ですとか買い物ですとかそういった支援をする実施の事業の内容となっております。

令和元年度26人、599回、令和2年度33人、366回、令和3年度38人、577回、今年度につきましては、7月末現在で46人、128回の派遣という形で請求をしていただいております。

現状、月30万円も今までずっと払ってきておった事業ですけども、八峰町、ご承知のとおり超高齢化で一人暮らし、急速に増えております。現在7月時点での一人暮らし高齢者につきましては、男性が247名、女性が469名、計716人にもなっております。要は、町全体の町民の1割強が一人暮らし高齢者というような生活実態がございます。こうした中で、この事業を始めた当初から月額一定に支払っていること自体が、まず委託する側としておかしいんじゃないかという提案をもとに、今年度から、まあ全部変えると事務方も大変だと想定しまして、基本割額として月額15万円、それで実際人員派遣される、利用をした人方には要支援と同じようなサービスですので、その対価に合わせた2,000円という形で実績を積み上げて請求をいただいた形であります。当然、今説明のとおり八峰町の中には一人暮らしが非常に多い状態ですので、実態を把握すればするほど、やっぱり支援が必要な世帯が増えてきているというのをやっとならず社会福祉協議会の方でも実態を把握できるような状態になってきましたので、今現状のそういった事業を必要としている人方に、一人暮らし高齢者のサービスを受けるために、今回追加補正させていただくという流れでございます。

令和4年度当初で見込んだ360万円の中で実際できるであろうということで見込んで計上させていただきましたけども、実際にはそういった支援を必要とする一人暮らしの高齢者はどんどん増えてるという実態でございます。来年度の予算計上の中では、今の実績の状況を踏まえながら社会福祉協議会もっと事業内容を精査して、適切な予算措置を組めるような形で次年度の予算を要求したいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

回答が長くなってすいません。以上です。

- 議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。10番門脇直樹君。
- 10番（門脇直樹君） 社協もね、町民から各屋々から寄附金を募って、それでもなおかつ車の購入から保険料まで町から出してもらってる。そろそろ社協もね独り立ちする事業体になるべきではないですか。あといくら委託料であっても、実績に見合った金額を支払う。実績に伴わない委託料の計上はやめるべきだと思います。その辺を考慮しながら今後の予算、よろしくをお願いします。
- 議長（皆川鉄也君） 答弁求めますか。
- 10番（門脇直樹君） 社協のこと分かれば教えてください。
- 議長（皆川鉄也君） 当局の答弁を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） ただいまのご質問とご意見に一部こちらの考え方をご説明させていただきます。

実際に当然今おっしゃられたことの中身は、私どもも長年、社会福祉協議会の方にも適宜指導してるつもりで展開しております。その中でも委託料、併せて補助金、介護事業所としての負担金、そういった中で社会福祉協議会の会計が肥大化してることは間違いございませんし、職員が数年前から倍近い人数、車両についても相当数増えてるというようなご指摘を町民から受けてることも事実でございます。そういった中で、まあ我々も事業を精査しながら適切な指導に努めたいと思いますので、今後ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○10番（門脇直樹君） ぜひ指導してください。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） 1点だけ。湯っこランドのですね源泉の管理、今後の方向性はどのように考えていますでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの6番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 湯っこランドの源泉についてご説明いたします。

このたび湯っこランドは運営を廃止しました。で、源泉については、現在停止しております。で、ハタハタ館の新源泉はこれまでどおり運用してはいますが、湯っこランドの停止に伴って、今後は源泉を廃止する見込みで手続きしたいと思っております。これについては、建物の解体、それから更地にして、一部借地となっておりますので、これの精算を行って、源泉の掘った穴の埋める作業等を踏まえて整地して更地にした状態で源泉の管理を終えたいと思っております。来年度以降にその費用については計上させていただきますと考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

日程第9、議案第59号、令和4年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 議案第59号についてご説明いたします。

議案第59号、令和4年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度八峰町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,038万9,000円とする。

令和4年9月5日提出

八峰町長 森 田 新一郎

詳細につきましては、事項別明細書6ページ以降をご覧くださいながら順にご説明いたします。

6・7ページをお願いいたします。

歳入、7款1項1目1節前年度繰越金20万9,000円を追加補正するものでございます。

なお、内容につきましては、充当財源となる歳出にて詳細をご説明させていただきますので、次の8・9ページをご覧ください。

歳出、1款1項1目一般管理費12節委託料、コクホ・ラインシステム改修業務委託料に歳入に追加する額と同額の20万9,000円を追加補正するものでございます。これは、先の令和4年第3回臨時議会にて専決処分報告でご承認いただいた国民健康保険税条例改正で規定しております、納税義務者の属する世帯内に未就学児被保険者がいる場合の均等割額をそれぞれ5割軽減する措置をするため、現行の国民健康保険システムの改修を行うものでございます。

なお、既にこのシステム改修に関連する追加補正につきましては、6月定例会でも追加補正をご決定いただいているところでございます。このたび秋田県から新たな追加事項が発生した旨の追加があったことに伴いまして、必要なシステムの改修を追加補正するものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第59号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第60号、令和4年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長(石上義久君) 議案第60号についてご説明いたします。

議案第60号、令和4年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)。

令和4年度八峰町の介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,390万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億398万5,000円とする。

令和4年9月5日提出

八峰町長 森田 新一郎

詳細につきましては、事項別明細書6ページ以降をご覧くださいながら順にご説明いたします。

6・7ページをお願いいたします。

歳入、7款1項1目1節前年度繰越金に4,390万8,000円を追加補正するものでございます。

なお、内訳につきましては、充当財源となる歳出にて詳細をご説明させていただきますので、次の8・9ページをお願いいたします。

歳出、2款1項7目居宅介護福祉用具購入費18節の1細節、負担金に居宅介護福祉用具購入費負担金49万4,000円を追加補正するものであります。これは、被保険者が医療機関等を退院となり、在宅での生活の中で利用するサービスの入浴補助用具、ポータブルトイレ、手すり等、住宅改修等に係る負担金の実績が増えていることに伴う追加補正でございます。

次に、6款1項3目償還金22節の8細説、国庫支出金等過年度分返納金に国庫支出金等過年度分返還金2,756万6,000円を追加補正するものであります。こちらは、地域支援事業費交付金の介護予防日常生活支援総合事業及び包括任意支援事業等の令和3年度事業費確定による精算に係る返還金でございます。

同じく6款2項1目一般会計繰出金27節繰出金に1,584万8,000円を追加補正するものであります。こちらは、6款1項3目22節償還金と同じく、地域支援事業費交付金等の令和3年度事業費確定による精算に係る一般会計の繰出金の追加補正でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第60号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 9ページの居宅介護福祉用具購入の負担金ですけれども、風呂に入ったり補助道具とかいろいろあると思うんですが、これやっぱり1割負担とかになる。本人負担はどのようになっているのか。それと、これ何人を対象にこの負担金が出てきたのか。できましたら後でもいいんですけれども、居宅介護者は何人いるのか教えてもらいたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

まず1つ目の本人負担に関わるご質問でございますが、当然ご承知のとおり1割負担というのが一般的な負担となりますけれども、住宅改修につきましては、1割負担の中の限度額20万円までと、自己負担が、そういったルール化されております。ですので、それぞれのケアプランの中で、まあケアプラン作るにあたっては介護度の状況によりますので、サービスの最大提供容量というのが決まっておりますので、ケース・バイ・ケースで若干異なりますけれども、自己負担につきましては1割負担であると。で、かつ住宅改修費につきましては、20万円までの自己負担限度額ということで規定されております。

2つ目のご質問の居宅介護のサービス提供者の人数というお話ですけれども、居宅介護という中でもだいぶ具体的などういったサービスを使っていることによって、居宅と言われても実際にはグループホームで過ごされてる方も居宅介護者に法律上は定義されるので、そういったところを後でお伺いしながら回答させていただきますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第61号、令和4年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） 議案第61号についてご説明いたします。

議案第61号、令和4年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度八峰町の沢目財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ481万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ2,348万7,000円とする。

令和4年9月5日提出

沢目財産区管理者

八峰町長 森田 新一郎

補正予算の内容につきましては、6ページ以降の事項別明細書に基づき歳入歳出の順にご説明いたします。

はじめに、歳入をご説明いたします。

6・7ページをお開きください。

2款繰越金につきましては、令和3年度からの繰越金が629万9,417円と確定しました

ので、予算未計上分29万9,000円の追加補正でございます。

3款諸収入1項雑入につきましては、東北電力ネットワークが施工する送電線工事に係る立木補償金が確定いたしましたので、451万8,000円の追加補正でございます。

次に、歳出をご説明いたします。

8・9ページをご覧ください。

1款財産区管理会費1項総務管理費2目財産管理費につきましては、東北電力ネットワークが施工する送電線工事に係る立木補償金が確定したことに伴い、各郷中への交付金として18節負担金、補助及び交付金に429万2,000円の追加補正でございます。

2款予備費につきましては、歳入歳出の総額の調整のため52万5,000円を追加補正するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第61号について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第62号、令和4年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第62号をご説明いたします。

議案第62号、令和4年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度八峰町の合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定める

ところによる。

歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ411万6,000円とする。

令和4年9月5日提出

八峰町長 森 田 新一郎

内容は事項別明細書でご説明いたします。

6ページ・7ページをご覧ください。

歳入です。3款繰越金1項繰越金1目繰越金1節前年度繰越金、前年度繰越金の2分の1を繰り越すものです。84万2,000円です。

次のページをお願いします。

歳出です。1款事業費1項総務費1目一般管理費、繰出金、一般会計繰出金84万2,000円の追加であります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第62号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第63号、令和4年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 議案第63号についてご説明いたします。

議案第63号、令和4年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度八峰町の町営診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ505万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,570万6,000円とする。

令和4年9月5日提出

八峰町長 森 田 新一郎

詳細につきましては、事項別明細書6ページ以降をご覧くださいながら順にご説明いたします。

6・7ページをお願いいたします。

歳入、4款1項1目1節前年度繰越金に473万6,000円を追加補正し、7款1項2目1節医療提供体制設備整備交付金に32万1,000円を追加補正するものでございます。こちらは、オンライン資格管理システム導入に係る整備交付金であります。

なお、内訳につきましては、充当財源となる歳出にて詳細をご説明させていただきますので、次の8・9ページをお願いいたします。

歳出、2款1項1目医科医業費11節役務費に36万5,000円を、12節委託料に442万4,000円を追加補正するものであります。これは、国のデータヘルス集中改革プランにより、令和5年4月よりマイナンバーカードを用いたオンライン資格確認の原則義務化の決定に伴い、令和5年1月からオンライン資格確認を用いた電子処方箋の運用を開始するための導入経費を追加補正するものでございます。役務費はオンライン資格確認用光回線通信費や回線新設作業の手数料等を、委託料は電子カルテシステム構築業務及び保守業務等に係る委託料となります。

続いて、同じく17節備品購入費に26万8,000円を追加補正。こちらにつきましては、車椅子対応用体重計を購入するものであります。昨年6月から診療所で取り組んでおります特定健康診査等受診者が増加傾向にある中、後期高齢者医療被保険者を中心に、立位、歩行困難な方々に体重測定では受診者自身に多大なる負担を今強いているような状況ですので、車椅子に乗車したまま測定できる計器を購入するために追加補正したものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第63号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第64号、令和4年度八峰町営簡易水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第64号をご説明いたします。

議案第64号、令和4年度八峰町営簡易水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条、令和4年度八峰町営簡易水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。業務の予定量の補正。

予算第2条に定めた業務の予定量のうち、「（4）主要な建設改良事業」の次の項目の事業費を改める。

リ 畑谷地区配水管布設替工事 事業費5,370万円。

内訳は、今年度の4月に補正予算（第1号）で委託費を820万円補正していただきました。それに伴って設計が仕上がりましたので、工事費として4,550万円をプラスし、事業費を5,370万円とするものです。

資本的収入及び支出の補正。

予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入第1項企業債4,550万円の追加です。

支出、第1款資本的支出第1項建設改良費4,474万8,000円です。

支出の内訳ですけれども、先ほど説明した畑谷地区配水管布設替工事の4,550万円を追加し、今年度当初予算で水道施設維持管理のためのハンドガイド式除雪機を購入費として75万2,000円を計上しておりました。これに対して入札を試みましたが、昨今の社会情勢により各社メーカーとも今年度内の納入は見込めないとの情報をいただきましたの

で、当初予算を減額し、物価高を考慮した金額を債務負担行為に変えて対応しようとするものであります。したがいまして、工事費、配水管布設替工事費の4,550万円から追加補正し、除雪機の75万2,000円を差し引きして支出は4,474万8,000円とするものであります。

企業債の補正。

予算第6条に定めた企業債の限度額を次のとおり変更する。

起債の目的 簡易水道事業。限度額を補正後は1億2,770万円とするものです。

債務負担行為。

予算に第12条に追加し、「(債務負担行為)第12条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおり定める。」とする。

事項 除雪機購入。期間 令和4年度から令和5年度。限度額83万6,000円。

令和4年9月5日提出

八峰町長 森 田 新一郎

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第64号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第65号、令和4年度八峰町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第65号をご説明いたします。

議案第65号、令和4年度八峰町下水道事業会計補正予算（第2号）。

令和4年度八峰町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。業務の予定量の補正。

予算第2条に定めた業務の予定量に次の項目を加える。

（4）主要な建設改良事業。

ロ 石川地区農業集落排水処理施設汚泥移送ポンプ更新工事 事業費260万円。

これは、現在使われている汚泥の移送ポンプ2台のうち1台が故障したものであります。建設当初から使っているもので、もう1台も劣化が激しいということで、このたび2台を併せて更新したいと考えております。

資本的収入及び支出の補正。

予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第2款農業集落排水事業、第2項企業債260万円の追加です。

支出、第2款農業集落排水事業、第2項建設改良費260万円の追加です。

次のページをお願いします。

企業債。

第4条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり変更する。

起債の目的 下水道事業。限度額を補正後1,970万円とするものです。

令和4年9月5日提出

八峰町長 森 田 新一郎

説明は以上であります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第65号について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第65号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は原案のとおり可

決されました。

休憩いたします。53分まで。

午後 1時48分 休 憩

午後 1時53分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に遡り会議を再開いたします。

日程第16、発議第5号、決算特別委員会の設置についてを議題とします。

事務局長に説明をさせます。佐々木事務局長。

○議会事務局長（佐々木高君）

発議第5号

令和4年9月5日

八峰町議会議長 皆 川 鉄 也 様

提出者 八峰町議会議員 水 木 壽 保

賛成者 八峰町議会議員 見 上 政 子

〃 同 上 奈 良 聡 子

〃 〃 芦 崎 達 美

〃 〃 須 藤 正 人

決算特別委員会の設置について

標記委員会の設置について、八峰町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

提案理由は、令和3年度八峰町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び公営企業会計決算について集中的に審査するためです。

別紙の決算特別委員会設置については、名称を「決算特別委員会」とします。

設置の根拠は「地方自治法第109条及び八峰町議会委員会条例第4条の規定による。」ものです。

目的は「次の議案について審査することを目的とする。」ということで、議案第66号、令和3年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第67号、令和3年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてから議案第72号、令和3年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定についての特別会計6議案の認定について、議案第73号、令和3年度八峰町簡易水道事業会計決算認定について及び議案第74号、令

和3年度八峰町下水道事業会計決算認定についての公営企業会計2議案の認定についてとなります。

設置の期間は、本日、令和4年9月5日から16日までの12日間。

委員の定数は、11名です。

令和3年度決算審査に関する特別決算委員会分科会の所管事項につきましては、総務民生分科会におきましては、令和3年度八峰町一般会計歳入歳出決算のうち、総務課、企画財政課、税務会計課、福祉保健課、町営診療所、議会事務局の所管に属する事項及び他の分科会の所管に属さない事項並びに各特別会計の歳入歳出決算に関する事項です。教育産業建設分科会におきましては、令和3年度八峰町一般会計歳入歳出決算のうち、農業委員会、建設課、産業振興課、農林振興課、教育委員会の所管に属する事項及び特別会計の歳入歳出決算並びに各公営企業会計の決算に関する事項です。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ただいま朗読のとおり、決算特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、決算特別委員会は設置されることに決定いたしました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、八峰町議会委員会条例第5条第4項の規定により議長より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認め、当席から指名いたします。

1 番笠原吉範君、2 番伊藤一八君、3 番奈良聡子さん、4 番芦崎達美君、5 番水木壽保君、6 番菊地 薫君、7 番腰山良悦君、8 番見上政子さん、9 番須藤正人君、10 番門脇直樹君、11 番山本優人君、以上11名を指名します。

委員長・副委員長選任のため、暫時の間、休憩します。ご協議いただきたいと思います。

午後 1時58分 休 憩

午後 1時59分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第17、決算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを議題とします。

ただいま互選結果について本席に通知がありましたので、ご報告いたします。

委員長には6番菊地 薫君、副委員長には3番奈良聡子さんが互選されました。

日程第18、議案第66号、令和3年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第19、議案第67号、令和3年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第20、議案第68号、令和3年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第21、議案第69号、令和3年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第22、議案第70号、令和3年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について、日程第23、議案第71号、令和3年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第24、議案第72号、令和3年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について、日程第25、議案第73号、令和3年度八峰町簡易水道事業会計決算認定について、日程第26、議案第74号、令和3年度八峰町下水道事業会計決算認定については、八峰町議会会議規則第37条の規定により一括議題とします。

お諮りします。本議案は一括して決算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本議案は一括して決算特別委員会に付託することに決定しました。

日程第27、議案第75号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

当局の説明を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 議案第75号、人権擁護委員候補者の推薦について。

八峰町人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所が八峰町峰浜畑谷字川端62番地の氏名 武田ムツ子氏、昭和24年3月10日生まれ。

令和4年9月5日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由でございますが、現委員の武田ムツ子氏が令和4年12月31日で任期満了とな

りますが、引き続き八峰町人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

武田さんは、1期目が平成26年7月1日、それで今回が3期目の方でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第75号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第75号を採決します。

お諮りします。採決の方法については、八峰町議会会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定しました。

お諮りします。本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第28、議案第76号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

当局の説明を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 議案第76号、人権擁護委員候補者の推薦について。

八峰町人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所は八峰町八森字岩館向台96番地、氏名は須藤由美子氏、昭和33年8月9日生まれ。

令和4年9月5日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由でございますが、現委員の金谷由紀子氏が令和4年12月31日で任期満了で退任となります。八峰町人権擁護委員の候補者として新たに推薦いたしたく、人権擁護委

員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

須藤さんは、昭和56年5月1日から旧八森町町立保育園の臨時保育士として勤められ引き続いて、現在、八森子ども園に会計年度保育士として勤められておる方でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第76号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。
これより議案第76号を採決します。

お諮りします。採決の方法については、八峰町議会会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定しました。
お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第29、陳情第3号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第3号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより陳情第3号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第3号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情についてを採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、陳情第3号は採択することに決定されました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、9月14日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会します。ご苦勞様でした。

午後 2時09分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 皆 川 鉄 也

同 署名議員 1 番 笠 原 吉 範

同 署名議員 2 番 伊 藤 一 八

同 署名議員 3 番 奈 良 聡 子